



「火山マイスター制度」について



提案：NPO法人有珠火山の会

■有珠火山マイスターの位置づけ

有珠山周辺地域住民にとって、周期的に噴火する火山活動を正しく理解することは、自分自身や家族の生命、個人の財産はもちろん、生産活動や経済活動を含む事業や生活を守る観点からも、学ぶべき必修科目であると言えます。しかしながら、噴火の周期は二十数年から三十数年とされ、人間の日常的な生活サイクルや寿命からみると、非常に希な事象といえます。

そのため、貴重な直接体験や教訓が風化したり、時間経過の中で情報が変質しないよう、専門家の知識をもって検証し、市民が学び理解する活動が、地道に継続されることが肝心です。

そこで、当マイスター制度は、有珠火山に関する学習活動を実践する人に与えられる称号と規定します。

資格者には、有珠山に対する正しい知識を学び、知識を広げ、災害時には互いに協力しあうことを求めます。

■制度のアウトライン

マイスターは、何人にも与えられる称号である必要。

さらに、参加者の興味が長続きするためには、練度を高めることによりランクアップできる階級制であることが好ましい。

理由は、できるだけ幅広い市民がこの運動に興味を持ち参加して頂く。

■制度の運用

マイスターには、仮称マイスター手帳もしくはカード類を交付します。

認定団体主催のフィールドワークや講演会事業をマイスター講習会と位置づけます。

例えば、NPO有珠火山の会主催の「有珠山山頂見学会」に参加すると、日付が明確となるスタンプを手帳に押します。壮瞥町や洞爺湖町の認定団体にもスタンプを交付し、同様に参加者持参の手帳にスタンプを押します。

運用例：一定の期間（2年間）に、一定の（5個）スタンプを獲得すると、ランクアップするという方法を採用します。

■メリット

- 1 参加者にとっては、どの団体の主催事業にも横断的に複数回参加し、理解を深めることができる。
- 2 主催団体にとっては、それぞれ現行の個性ある活動を継続させていくことが可能。
- 3 事業予定の告知を共同で行うことで、郵送費などPR費用の軽減が図れる。
- 4 共通テキストや資料を作成することで、コスト軽減が図れる。

■課題

1) フィールドワークの品質に大きな差が生じないように、専門家の指導を得てサンプルコース、必須見学ポイントを設定する必要がある。

例えば

「・大有珠山頂、・小有珠山頂、③銀沼火口、・第四火口、・旧国道230号断層地帯、・・・有珠火山防災会議協議会が定めた立入禁止区域内の2ポイントを含むコースを一回の事業で見学する」

など、一定の基準を設定すべき。

理由：拘束時間が4～6時間に及ぶ事業と30、40分程度の事業が同じ一回とカウントされるのでは、制度の信頼性を欠くことになる。

2) 手帳の発行、一定のスタンプが獲得された場合の称号や等級の認定を行う共同機関の設置

3) 各団体共通のガイドブック、配布資料、マニュアル等の作成

■その他

手帳は身分証明書、または各団体の会員証としても利用できるように工夫することで、各団体が代理発行できるようにするとより利便性が高まる。

参考：洞爺湖町教育委員会発行の生涯学習パスポートがある。教育委員会や文化団体が実施する各種事業に参加するとスタンプを押してもらい、一定の基準を超えると図書券などがもらえるシステムで、導入の後では各種事業への参加者が増加している。

地元の方はぜひ複数回の講習を受け、マイスターの上級を狙ってもらおう。

地方からの参加者は地域の特徴や火山を学んで、記念の品としてもらう。

研修旅行などで地方から訪れる者に頒布し、事業へ参加した際に日付入りスタンプを押すことで記念品となる。

また、有珠山を発信地として各地で同様の火山学習のスタンプ制度を整えば、相互に情報を学びあうことも可能になる。将来の拡張性がある。

事業スタンプとは別に、施設スタンプを設けることで、各防災学習施設やエコミュージアムサテライトへの動員も図れると考えられる。

■資料

「NPO法人有珠火山の会」について

(定款から抜粋)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 有珠火山の会という。

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道伊達市に置く。

第3条 この法人は、周期的に噴火する有珠山の特色を学び、市民や興味ある人達への火山知識の普及及び次期噴火に備える専門家・研究者の活動支援を目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 地域安全活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 火山学習関連施設の活用促進に関する事業
- ② エコミュージアムを活用した火山観察、見学、研究及び支援に関する事業
- ③ 防災講演会の開催に関する事業
- ④ 有珠山周辺の自然・火山資料の収集、保存、作成、改訂及び頒布に関する事業
- ⑤ 関連施設の管理、運営、受託に関する事業
- ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

理事長：仲島輝夫

連絡先：伊達市松ヶ枝町 伊達市防災センター内

(Tel 0142-23-9119)

